

笠間市第 8 期障害福祉計画等策定支援業務委託  
公募型プロポーザル（書類審査）における審査基準

笠間市第 8 期障害福祉計画等策定支援業務委託プロポーザル（書類審査）における審査基準については以下のとおりとする。

## 1 評価項目及び配点について

評価項目及び項目に応じた配点を次のとおり定める。

| 評価項目<br>(大分類)          | 評価項目<br>(中分類)                                         | 配点    | 配分<br>割合 |
|------------------------|-------------------------------------------------------|-------|----------|
| ①業務実績                  | 同種・類似業務の受注実績はあるか、他分野の行政計画策定業務の受注実績はあるか                | 10 点  | 10%      |
| ②業務内容理解<br>(業務背景や前提条件) | 法・制度、国県動向及び障害者施策を取り巻く情勢を把握しているか、他分野関連施策の動向を把握しているか    | 20 点  | 20%      |
| ③提案内容                  | 本仕様書を満たした内容となっているか、また、独自のノウハウを生かした業務遂行に資する支援手法の提案はあるか | 40 点  | 40%      |
| ④実施体制                  | 業務遂行に必要な専門的な知識やノウハウを有した人材が配置されているか                    | 20 点  | 20%      |
| ⑤価格                    | 見積限度額との整合性があり、提案内容に対し妥当な価格であるか                        | 10 点  | 10%      |
| 合計                     |                                                       | 100 点 | 100%     |

## 2 評価基準について

評価基準について、次のとおり定める。

| ランク | 点数（補正係数） | 評価基準                    |
|-----|----------|-------------------------|
| A   | 100/100  | 特に効果的な提案内容である。          |
| B   | 80/100   | 効果的な提案内容である。            |
| C   | 60/100   | 標準的な提案内容である。            |
| D   | 30/100   | 提案内容が乏しい。               |
| E   | 0/100    | 要件を満たしていない。または、示されていない。 |

※評価基準に関する評価の考え方については、審査表において別に定める。

### 3 提案者が1社の場合の取扱いについて

提案者が1社のみの場合も、本プロポーザルによる審査及び選定は行うものとする。

### 4 最低水準の設定について

評価基準において、業務遂行の必要な水準を最低限満たしている標準的な提案については、ランクCとし、項目ごとの最高点数の100分の60としている。

これを踏まえ、本プロポーザルにおける優先交渉権者となるための最低水準は、価格点を除く項目で、それぞれランクC以上（点数60/100点以上）とする。